

## がん検診事業に係る個人情報の目的外利用について（概要）

### 1 個人情報の目的外利用が必要となった理由

現在、保健計画課では、がんの早期発見・早期治療のため、区民を対象として、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの検診を実施している。各がん検診の受診率については、住民基本台帳の住民数をもとに算出し、厚生労働省が実施する「地域保健・健康増進事業報告」（統計法第19条による一般統計調査）において報告している。

しかし、自治体によって算出方法が異なるという実態があったことから、統一的な指標を用いて自治体間の受診率を容易に比較可能とするよう、厚生労働省において検討が行われた。その結果、平成30年度分の報告から、がん検診の対象者については、対象者となる住民全体のうち国民健康保険の被保険者の数を併せて報告し、がん検診の受診者については、受診者のうち国民健康保険の被保険者の数を併せて報告して、国民健康保険加入者の受診率を算定することとなった。

今回のがん検診の受診率算定方法の改定により、保健計画課で実施するがん検診事業において、国保年金課が保有する国民健康保険加入者のデータの目的外利用が生じることから、あらかじめ運営審議会の意見を聴いて、利用することとする。

### 2 必要となる対象者の情報

19歳以上の国民健康保険加入者情報

年度末の年齢が20歳以上の者が報告対象者となるため

### 3 目的外利用の収集方法について

現在、特定健康診査やがん検診等のデータ管理を行っている健康情報システムには、特定健康診査の対象者として必要な国民健康保険加入者データ（連携日時点で39歳以上）を住民基本台帳システムから、毎月、転送処理を行っている。

この転送処理の対象について、19歳以上の国民健康保険加入者に拡充するためのシステム改修を行った上で、既存データ（39歳以上）と拡充データ（19歳～38歳）について、目的外利用を行う。

特定健康診査（平成20年度開始）については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて健康保険等の加入者を対象に実施する事業のため、本区では国保年金課が所管となるが、実施については保健計画課に執行委任されている。そのため、健康情報システムにおける国民健康保険加入者データの利用については、事業目的の範囲内の利用として運用している。

### 4 スケジュール

4月中旬まで：システム改修作業

5月中旬：地域保健・健康増進事業報告（平成30年度分）

### 5 利用方法について

毎月、国保年金課のシステムにより抽出をかけた後、健康情報システムへの転送処理を行い、データを取り込む。

年1回の統計報告の際、がん検診の対象者及び受診者について、取り込んだ国民健康保険加入者データを利用して集計を行う。

なお、統計報告の際には、統計処理の上、人数のみを報告するので、個人情報に含まれない。

## 5 個人情報の安全管理

- (1) 本事業において提供を受けた個人情報は、健康情報システム（以下「システム」という。）において管理する。
- (2) システムを使用する際には、静脈認証、パスワード管理等必要な体制をとり、離席時にはシステムを終了させるなど、個人情報の適正な管理に努める。
- (3) 提供を受けた個人情報を、本事業以外の目的で利用すること及び第三者へ提供することを禁止する。

## 6 本人への通知について

対象者が多く、通知に要する費用と事務量が膨大であるため、本人への通知は省略する。